

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年3月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300279 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300021 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 53 年 3 月までの請求期間及び昭和 57 年 3 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 28 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 48 年*月から昭和 53 年 3 月まで
② 昭和 57 年 3 月から同年 6 月まで

私は、20 歳となった昭和 48 年*月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、大学生となり昭和 49 年 4 月から昭和 53 年 3 月までは、実家を離れ B 市に住んでいたが、住民票は実家の A 市に置いたままだった。請求期間①の保険料については、実家に帰省した際に、C 金融機関又は D 金融機関の窓口において自分で納付したこともあったし、実家に届く納付書を見た両親が納付してくれたこともあったと思う。なお、請求期間①の保険料は、その当時に全納することができなかつたため、A 市役所に連絡して分納するための納付書を発行してもらっており、昭和 53 年 4 月に就職して厚生年金保険に加入した後も、国民年金の保険料を月額 1 万 4,000 円から 1 万 5,000 円ぐらゐを納付し続けたことを覚えている。

請求期間②についても、はっきりとした記憶まではないが、A 市役所で加入手続を行い、未納がないように確認しながら月額 1 万 4,000 円から 1 万 5,000 円ぐらゐの保険料を、月々で払うこともあれば、数か月分をまとめて C 金融機関又は D 金融機関の窓口で納付したはずなので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 国民年金受付処理簿における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 59 年 4 月頃に A 市において行われたものと推認され、その際に厚生年金保険被保険者資格を喪失後の昭和 57 年 4 月 1 日を国民年金の資格取得日とする事務処理が行われ

たものと考えられる。

また、オンライン記録によると、請求者については、国民年金の被保険者資格に関する記録整備が平成7年1月9日に行われており、その際に請求期間①である昭和48年*月から昭和53年3月までの被保険者資格を遡って追加する事務処理、及び上述の加入手続において昭和57年4月1日とされていた資格取得日を厚生年金保険被保険者資格喪失日に合わせて、請求期間②の始期である昭和57年3月31日に訂正する一連の事務処理が行われていることが確認できる。これらのことから、請求者は、平成7年1月9日の記録整備において、初めて請求期間①及び請求期間②のうち昭和57年3月に係る被保険者資格を取得したこととなる。

- 2 請求期間①について、請求者は、20歳となった昭和48年*月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料については、請求者自身及び両親が納付したが、その当時に全納することができなかつたため、同市役所に連絡して分納の申出及び納付書の再発行を依頼し、その納付書により厚生年金保険に加入した昭和53年4月からも継続して国民年金の保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者は、保険料の納付時期及び納付対象期間に関する記憶は必ずしも明確ではなく、保険料額については、月額1万4,000円から1万5,000円ぐらいの金額を納付していた旨陳述しているものの、請求期間①当時の保険料月額（始期である昭和48年*月は550円、終期である昭和52年度は2,200円）は、請求者の記憶する保険料額とは大きく相違している上、請求期間①の保険料を納付してくれたとする両親は既に亡くなっており、当時の状況を確認することができないことから、請求者及び両親が請求期間①の保険料を納付していたと推認する事情までは見いだせない。

また、請求期間①については、上述のとおり、請求者の加入手続が行われた時期（昭和59年4月頃）においては、国民年金被保険者の資格及び喪失に係る事務処理は行われておらず、その後、平成7年1月9日に行われた記録整備により、初めて請求期間①に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者は、請求期間①当時及び加入手続時期（昭和59年4月頃）において、国民年金に未加入であり、請求者に対して、国民年金に関する納付書は作成されず、請求期間①の保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、上述の記録整備（平成7年1月9日）が行われた時点において、請求期間①の保険料は、既に2年の時効が成立しており、請求者は、請求期間①の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

- 3 請求期間②について、請求者は、昭和57年3月に仕事を辞め、詳しい時期は覚えていないが、A市役所で加入手続を行い、保険料については、毎月又は数か月分をまとめて納付していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間②直後の保険料は、納付日は不明であるものの遡って納付されていることが確認できる上、上述の国民年金加入手続時期（昭和59年4月頃）を基準とすると、請求期間②の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、請求者は、保険料の納付周期、納付時期及び納付対象期間に関

する記憶は必ずしも明確ではない上、請求期間②の保険料額については、月額1万4,000円から1万5,000円ぐらいの金額を納付していた旨陳述しているものの、請求期間②当時の保険料額（始期である昭和57年3月は4,500円、終期である昭和57年6月は5,220円）は、請求者の記憶する保険料額とは大きく相違している。

また、請求期間②のうち、昭和57年3月については、上述のとおり、平成7年1月9日の記録整備において、資格取得日が昭和57年4月1日から昭和57年3月31日に訂正されたことにより国民年金の被保険者とされていることが確認できることから、請求者は、請求期間②当時及び加入手続時期（昭和59年4月頃）において、国民年金に未加入であり、請求者に対して、国民年金に関する納付書は作成されず、昭和57年3月の保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、上述の記録整備（平成7年1月9日）が行われた時点において、請求期間②のうち、昭和57年3月の保険料は、既に2年の時効が成立しており、請求者は、昭和57年3月の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

- 4 請求者の主張に沿って、請求期間①及び②の保険料を納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出され、当該手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間①及び②の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、請求者に関しては、戸籍及びその附票によると、請求期間①及び②前後において、氏名及び生年月日についての変更、訂正等はなく、A市に継続して居住していることから国民年金に係る事務の管轄も変わっていないことを踏まえると、請求期間①及び②当時に、既に別の手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、上述の昭和59年4月頃に払い出された手帳記号番号が後から新たに払い出されるという可能性は低いものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和59年4月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間①及び②に係る被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

- 5 請求者は、請求期間①及び②の保険料について、C金融機関又はD金融機関の窓口で納付していた旨陳述しているものの、C金融機関及びD金融機関は、請求期間①及び②に係る領収済通知書等の保管はない旨陳述していることから、保険料納付について確認することができない。

また、A市からの回答及び同市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①及び②の保険料が納付されていたことは確認できず、請求者が大学時代に居住していたとするB市は、請求者の国民年金の記録はない旨回答していることから、請求期間①及び②の保険料を納付していたと推認する事情を見いだすことはできない。

- 6 このほか、請求期間①については請求者及び両親が、請求期間②については請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 7 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。